

鳥取県看護研究学会 投稿規定

1. 投稿者の資格

- 1) 発表者は鳥取県看護協会会員であること。看護職の共同研究者は日本看護協会会員であること。但し、他職種の共同研究者についてはこの限りではない
- 2) 会員でない場合は、事前に入会手続きを行うこと。(応募の時点で入会手続きが完了していること)

2. 対象とする原稿

次の項目をすべて満たしている演題は申し込みができる

- 1) 未発表の演題であること。
(他の学会、研究会および出版物等に投稿や発表していないものに限る)
- 2) 倫理的に配慮された研究内容であり、その旨が本文中に明記されていること。
- 3) 鳥取県看護研究学会抄録原稿の作成方法に則って作成され、不備のないもの。
- 4) 看護師の免許取得前に行われた研究でないもの。

3. 採否

- 1) 抄録毎に査読を行い選考する。
- 2) 査読結果をもとに、採択・条件付き採択・不採択を決定する。
- 3) 修正が必要な場合は、コメントに沿って抄録を修正し、指定期日までに再提出する。
再選考の結果、採択・不採択を決定する。

4. 投稿手続き

- 1) 提出書類
 - (1) 抄録原稿
 - (2) 抄録原稿チェックリスト
- 2) 提出方法
受付け期間内に、提出書類を整え指定のアドレスへ送る。
※提出は施設担当者若しくは教育担当者より願います。

5. 様式

- 1) 様式を協会ホームページよりダウンロードして原稿を作成する。書式設定は変更しない。
- 2) 鳥取県看護研究学会 抄録原稿作成方法に則って作成する
- 3) 提出前に、必ず「抄録原稿」チェックリストにそってチェックし、所定の様式となっていることを確認する。

6. 諸注意

- 1) 申込演題が未発表のものでない、重複投稿である等の倫理的な問題があると看護研究学会委員会が判断した場合には、いかなる時期であっても受付および採択は取り消す。
- 2) 尺度等の使用承諾、図表等の転記承諾、登録商標の使用承諾は著者があらかじめ得ておく。
また、原則として薬品や検査機器等は一般名を用い、() 内に商品名と®を記載する。